

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成19年3月23日(金)午後7時05分～午後7時59分
場所 小田原市役所 602会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|---------------|------|
| 学校教育部長 | 鈴木紀雄 |
| 生涯学習部長 | 鈴木敏 |
| 生涯学習部次長 | 清水清 |
| 学校教育課長 | 椎野美乃 |
| 学校教育課長課長補佐 | 剣持清和 |
| 学校教育課長課長補佐 | 佐宗修二 |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山博之 |

(事務局)

- | | |
|---------|-----|
| 教育政策課主査 | 前島正 |
|---------|-----|

4 議事日程

- 日程第1 議案第2号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則
日程第2 議案第3号 小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第3 議案第4号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市
公民館条例施行規則の廃止
日程第4 議案第5号 小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

日程第 5 議案第 6 号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

日程第 6 議案第 7 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

日程第 7 議案第 8 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

日程第 8 議案第 9 号 校長及び教頭の人事異動の内申について

日程第 9 議案第 10 号 教育委員会職員の人事異動について

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...桑原委員、横田委員に決定

(3) 日程第 1 議案第 2 号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則(教育政策課)

提案理由説明...教育長、教育政策担当主査

青木教育長...それでは、議案第 2 号「小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う所要の整備を図るものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策担当主査...それでは、御説明申し上げます。この改正は、地方自治法の一部改正により、吏員制度が廃止されることに伴い所要の整備を行うものでございます。職に充てる職員である事務、技術、技能、業務それぞれの吏員を事務、技術、技能、業務職員に変更するものでございます。また、職名にございました事務吏員、技術吏員を主事に、事務員、技術員を主事補に変更するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第 2 議案第 3 号 小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ課)

提案理由説明...教育長、教育政策担当主査

青木教育長... それでは、議案第3号「小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、小田原市総合文化体育館条例が一部改正されたことに伴いまして所要の整備を図るものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策担当主査... それでは御説明申し上げます。この改正は、小田原市総合文化体育館条例の一部改正により、総合文化体育館・小田原アリーナの施設の使用時間区分が細分化されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。内容としましては、施設の使用時間を1時間ごとに細分化することに伴い、規定時間外の照明等の算出方法と使用許可申請書の様式等を変更するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決... 全員賛成により原案のとおり可決

- (5) 日程第3 議案第4号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市公民館条例施行規則の廃止(生涯学習政策課)
- (6) 日程第4 議案第5号 小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則(生涯学習政策課)
- (7) 日程第5 議案第6号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則(生涯学習政策課)

提案理由説明... 教育長、教育政策担当主査

青木教育長... それでは、議案第4号「小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市公民館条例施行規則の廃止」、議案第5号「小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」及び議案第6号「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則」の3件を一括して御説明申し上げます。3件の規則改正につきましては、小田原市生涯学習センター条例の施行に伴いまして所要の整備を図るものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策担当主査... それでは、議案第4号から第6号までを一括してご説明申し上げます。

小田原市生涯学習センター条例の施行に伴いまして、必要な事項を盛り込むために、小田原市生涯学習センター条例施行規則を制定するとともに、従前の公民館条例施行規則を廃止するものです。また、併せて中央公民館館長印と国府津公民館館長印を廃止するために公印規則を一部改正するものでございます。文書管理規則におきましては、通常、教育委員会から文書を発行する場合には文書に略字が書かれて出所が明確になるようになっておりますが、この略字について、中央公民館と国府津公民館の略字を廃止し、新たに生涯学習センターの略字を設けようとするものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第 6 議案第 7 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (生涯学習政策課・図書館)

提案理由説明...教育長、教育政策担当主査

青木教育長...それでは、議案第 7 号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、小田原市生涯学習センター条例の施行並びに生涯学習政策課及び図書館の効率的な事務運営のために所要の整備を図るものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策担当主査...それでは、御説明申し上げます。小田原市生涯学習センター条例の施行に伴いまして、中央公民館が廃止され、生涯学習センターが設置されることに伴いまして、新しく生涯学習センターの組織、事務分掌を規定することと、生涯学習政策課及び図書館の効率的な事務の推進を図ることに伴い、所要の組織変更を行うため、改正するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第 7 議案第 8 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (学校教育課)
提案理由説明...教育長、教育政策担当主査

青木教育長...それでは、議案第 8 号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、学校教育法が一部改正されたことに伴いまして所要の整備を図るものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策担当主査...それでは、御説明申し上げます。学校教育法が一部改正され、盲学校やろう学校、特殊学級といった言葉が改められたことに伴い、本市の学校教育法施行細則についても同様の措置を講じるため、改正するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

安藤委員長...ここで職員の入替えをお願いします。

- ・ 退席 生涯学習部長、生涯学習部次長
- ・ 残る 学校教育部長、学校教育課長、学校教育課長補佐 (学事)
学校教育課長補佐 (指導)、教育政策課教育政策担当主査

(10) 「 日程第 8 議案第 9 号 校長及び教頭の人事異動の内申について 」 及び 「 日程第 9 議案第 10 号 教育委員会職員の人事異動について 」 の取扱いについて

安藤委員長...ここで、会議の非公開についてお諮りします。

小田原市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項には、「会議は公開する。」と定められておりますが、同条ただし書きに公開の例外として「人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の 3

分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められております。

当議案は、人事に関する事件ですので、非公開といたしたいと存じます。さらに、非公開として審議するためには、同規則第5条第2項におきまして、「委員長又は委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。」定められております。よって、本会議を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長...ご異議もないようですので、議案第9号及び議案第10号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

安藤委員長...全員賛成により、ただ今から非公開といたします。

(11) 日程第8 議案第9号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】

提案理由説明...教育長

(議案第9号の資料を教育委員に配布)

青木教育長...それでは、議案第9号「校長及び教頭の人事異動の内申について」を御説明申し上げます。来る3月31日をもって定年退職する校長等に係る後任の人事につきまして、足柄下教育事務所管内の教育機関との交流を図りつつ、別紙のとおり神奈川県教育委員会に内申しようとするものであります。以上、簡単ではございますが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

横田委員...今年の校長の退職者が例年と比べて突出して多いということはありませんか。

学校教育課長...管理者の退職者数ということでは、やや多くなっております。

(ほか質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(12) 日程第9 議案第10号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

提案理由説明...教育長

(議案第10号の資料を教育委員に配布)

青木教育長...それでは、議案第10号「教育委員会職員の人事異動について」を御説明申し上げます。来る3月31日付けで、教育委員会事務局の担当主査職以上の職員の定年退職等を行うとともに、その後任に係る異動等を4月1日付けで、別紙のとおり行おうとするものであります。以上、簡単ではございますが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(13) 委員長閉会宣言

平成19年4月24日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（桑原委員）